

福利高知

FUKURI KOCHI

Vol.132
令和4年11月21日発行

●contents

令和4年度末に退職予定のみなさまへ	23
年金を受け取るために退職時に行う手続きについて	4
令和4年度末退職予定者の方の年金に係る手続きについて	5
被扶養者の認定種別確認及び資格確認(検認)を終えて	6 7
被扶養者の認定要件について	8
傷病手当金について	9
育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限日額が変わりました。	9
ジェネリック医薬品を使ってみませんか?/限度額適用認定証について	9
育児休業期間中の掛金等免除の要件が変わりました!!	10
令和4年10月から標準報酬等級一覧表が改正されました!!	11
これから利用できる保健事業のご案内	12
高知会館で『利用券』が使えます	13
『宿泊施設利用補助券』の発券が便利になりました	14
特定保健指導を利用しましょう!/健康情報冊子『QUPIO Plus』をお届けします	14
組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける健康相談事業	15
ベネフィット・ステーション会員の皆さまへ	16 17
知っておきたい標準報酬制	18
いきいき健康だより	19
互助会の給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました	20
ご請求はお済みですか?—高知県教職員互助会—	21
令和4年度教職員互助会の給付事業について	22
退職互助部制度のご案内	23
互助会加入のご案内	24
互助会の会員資格等の取り扱いについて	25
Hello! Doctor	26 27
貸付事業のご案内/ここにサブりを33	28
ペンリレー/我家のペット/作品募集	29
高知会館より—創作おせち・宿泊プラン・レストラン四季限定プラン—	30 31
各月の送金日・締切日等の一覧・各係の主な事業と問い合わせ先	32



「夏の思い出2022」

所属所：高知若草特別支援学校土佐希望の家分校
ペンネーム：ゆうママ

編集発行/公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

ご家庭のみなさんでご覧ください

<http://kokyogo.jp/>

公立学校共済高知支部

検索

(一財)高知県教職員互助会

検索



令和4年度末に退職予定のみなさまへ

退職される組合員の方は、退職と同時に公立学校共済組合の組合員資格を喪失することとなり、退職に伴う様々な手続きが必要となります。

必要な手続きについては、随時ご案内いたしますので、お手元に届いた書類等に沿ってお手続きをお願いします。

なお、退職予定者説明会（正職員向け）で配布した冊子については、**公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>刊行物>退職予定者説明会資料**に掲載していますので、参考資料としてご覧いただけます。



退職後の組合員証等の速やかな返却について (お願い)

退職すると、公立学校共済組合の組合員の資格を喪失するため、**退職日の翌日以降は、当共済組合が交付した組合員証や被扶養者証等は使用できません。**

退職後は速やかに退職時の所属所を通じて組合員証等を返却してください。

※退職後、再任用職員（フルタイム）となる方等、組合員資格が引き続く場合は組合員証等の返納が不要な場合もあります。詳しくは冊子「退職されるみなさまへ」をご覧ください。



退職後の医療保険制度のご案内

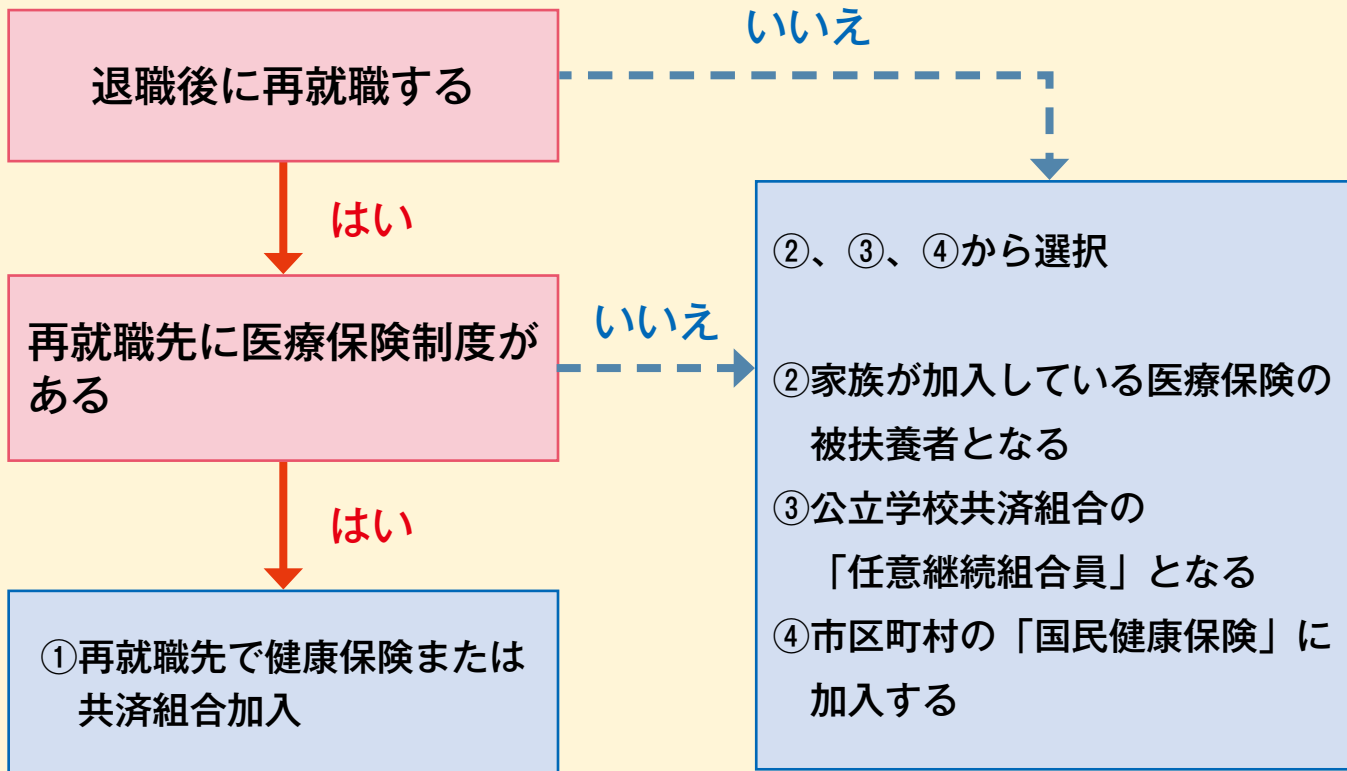
退職後は国民皆保険制度により何らかの医療保険制度（※）に加入することになります。

どの医療保険制度に加入するのは、**退職後の状況により異なります。**

ご自身にあった健康保険制度へ加入手続きを行ってください。

（※）医療費の窓口自己負担額について：どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の自己負担額は3割です。ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割、就学前児童は2割。

スタート



公立学校共済組合の任意継続組合員制度について



退職日まで引き続き1年と1日以上組合員であった方が、退職日の日から起算して20日以内に手続きを行うことにより、退職後も最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。

※令和4年度末退職者の場合は、最終期限が令和5年4月19日（水）です。

最終期限までに、「任意継続組合員申出書」の提出及び「任意継続掛金の払込み」の両方の手続きが必要です。（法律で定められています。）

詳細は、退職予定者向け冊子「退職されるみなさまへ」をご覧ください。

お知らせ



任意継続組合員の加入申込の事前受付を行っています！！

年度末退職予定者のうち、任意継続組合員への加入を希望される方について事前受付を行っています。

令和5年2月17日までに任意継続組合員申出書をご提出いただき、任意継続掛金の払込みが完了された方には、令和5年4月1日以降に使用できる任意継続組合員証等を令和5年3月末に送付いたします。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

年金を受け取るために退職時に行く 手続きについて（一般組合員のみ）

一般組合員（◎）が退職する時の手続きは、老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方と、すでに老齢厚生年金が決定されている方で異なります。

◎正規職員、再任用職員（フルタイム勤務）、任期付き任用職員（フルタイム勤務）である組合員

老齢厚生年金の受給要件

次の①～③を満たしていること

- ①生年月日に応じた支給開始年齢に達していること
- ②厚生年金被保険者期間があること（公立学校共済組合の組合員期間も該当します。）
- ③受給資格期間が10年以上あること（上記②の期間や国民年金に加入していた期間等を通算した期間）

支給開始年齢（厚生年金被保険者期間が1年以上の場合）

生年月日	年齢
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

※厚生年金被保険者期間が1年未満の方の支給開始年齢は、65歳です。

老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方

◆退職時に提出する書類：退職届書

「退職届書」を提出すると、将来の年金決定に備えて厚生年金被保険者期間や標準報酬等が登録されます。登録が完了した方は年金待機者となります。

●年金を受け取るための手続き

年金待機者の方が年金を受け取るには、支給開始年齢に達したときに年金の請求手続きが必要です。手続きに必要な書類は、支給開始年齢に達する約2～3カ月前に当共済組合や他の実施機関（注）から登録住所に送付されます。

（注）老齢厚生年金の決定等を行う機関（当共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等）のことです。原則として、最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。

すでに老齢厚生年金が決定している方

◆退職時に提出する書類：年金改定請求書等

「年金改定請求書」を提出すると、退職するまでの厚生年金被保険者期間や標準報酬等を含めて年金額が改定されます。また、年金の支給停止が解除され、年金が支給されます。

●年金の支給日

年金は、受給要件を満たした月や改定事由（退職）が発生した月の翌月分から支給されます。

支給日は年6回、偶数月の15日（土・日・祝日に当たる場合は直前の平日）です。支給月の前月までの2ヵ月分が、請求時に指定した金融機関の口座に振り込まれます。

注意

3月末に「年金改定請求書」を提出した方の年金支給

3月末退職者の年金額の改定手続きについては、給与情報と退職の事実を確認する必要があるため、一定の期間を要します。改定後の年金の支給は8月を予定しています。

令和4年度末退職予定者の方の年金に係る手続きについて（一般組合員のみ）

◆以下のとおり、生年月日によって手続きが分かれています。

生年月日が昭和34年4月2日以降の方

退職予定者説明会等で、順次、該当組合員へ必要書類を送付します。

提出書類：退職届書

提出期限：令和5年4月6日

生年月日が昭和34年4月1日以前の方

令和5年2月下旬以降、該当組合員へ必要書類を直接送付します。

提出書類：年金改定請求書等

提出期限：送付書類に記載された提出期限

【提出先】

公立学校共済組合高知支部

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52



【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813